

JASTPRO 400

貿易手続簡易化のために
2012-01

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

今月号の内容

年頭のご挨拶	JASTPRO理事長	槍 田 松 瑩 …… 1
新年のご挨拶	財務省関税局長	柴生田 敦 夫 …… 3
年 頭 所 感	経済産業省貿易経済協力局長	厚 木 進 …… 5
年頭のご挨拶	国土交通省総合政策局情報政策本部長	小 橋 雅 明 …… 8
2012年 国連CEFACT関連国際会議の予定 ……………		10
記事1. ◇連載◇ 貿易慣習の諸問題(10) ……………		11
早稲田大学名誉教授 朝岡 良平		

＝JASTPRO広報誌電子版のご案内＝

裏表紙にJASTPRO広報誌電子版のご案内を掲載しておりますので、ご参照下さい。

謹賀新年

平成 24 年 元 旦

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

役 職 員 一 同

年頭のご挨拶

財団法人 日本貿易関係手続簡易化協会

理事長 檜 田 松 瑩

平成24年の新春を迎え、謹んでお慶び申し上げます。

東日本大震災により被災されました皆様に改めてお見舞いを申し上げますとともに、一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

昨年の我が国経済は、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故による未曾有の被害と生産活動の停滞、ギリシャをはじめイタリア、スペイン、ポルトガル等の財政赤字に起因する欧州の財政・金融不安、長引く景気・雇用の低迷から脱しきれない米国経済などによる円高基調の継続、タイにおける大規模洪水による進出日系企業等の生産活動への影響など厳しい状況が続きました。

こうした厳しい情勢の中で、当協会の皆様におかれましては大変な努力を積み重ねておられるものと拝察致しますが、こうした時代であるからこそ、ぜひ我々自身が意を新たに、日本を元気にする仕事を着実に積み上げ、未来を拓いて参りたいと考えます。

さて、当協会では貿易手続の国際標準化・電子化等へ向けた取組みを通じ、円滑な自由貿易の推進に資するべく様々な活動を展開しています。経済のグローバル化に伴い、世界各地で経済連携の取組が加速していますが、その中で貿易関係手続の簡素化、電子化を進めることがますます重要になってきています。一昨年7月に閣議決定された「新成長戦略」や、3月の東日本大震災後に改めて閣議決定された「新成長戦略-元気な日本復活のシナリオ」でも、アジア拠点化の推進、アジア太平洋自由貿易圏(FTAAP)の経済連携戦略の推進などとともに、アジア地域における貿易円滑化の推進が重要課題として取り上げられております。また、世界税関機構(WCO)、世界貿易機関(WTO)での貿易円滑化に向けた議論・交渉に加え、我が国が昨年11月に交渉への参加表明を行った環太平洋経済連携協定(TPP)の交渉においても、貿易手続き簡素化のルール作りが進んでいます。

さらに、いまや世界で起こりうるテロ等への危機対策として、貿易の分野におけるセキュリティ対策も一層重要度を増しています。既に米国では「24時間ルール」等の措置が導入され、EU、カナダ、中国でも同様に「24時間ルール」が施行されるなど、世界的にハイリスク貨物の船積み前探知を目指した対応が広がっています。我が国においても、こうした動きの中で、「船積情報の早期化、詳細化、電子化」について、2014年3月の実施に向けて制度及び必要となるシステムの構築等が検討されるなど、

国際物流におけるセキュリティ確保と効率化のバランスを踏まえた貿易関係手続きのより一層の進展が期待されております。

資源の乏しい我が国が持続的な発展を遂げるためにも貿易の果たす役割は大きいと考えます。また、通信技術を活用した貿易関係手続きの電子化の推進と諸外国とのシステム連携による貿易関連電子データ交換の実現は、貿易の拡大、発展に欠かせないものと考えます。このような認識の下、当協会では、本年も国連CEFACT(貿易円滑化と電子ビジネスのための国際センター)及びAFAC(貿易円滑化と電子ビジネスのためのアジア太平洋協議会)を中心とする国際標準化活動へ積極的に参画するとともに、これら活動の成果物の紹介や、諸外国における電子化の進展状況、あるいは我が国をはじめとする世界各国の貿易取引を巡る新たな制度等を探り上げたセミナーを開催するなどして、関係者のご努力の一助となるよう事業活動を展開したいと考えています。さらに、輸出入手続にあたって予てより皆様にご活用頂いております、当協会が保守管理を行っている「日本輸出入者標準コード」につきましても、一層の利用拡大を図りたいと考えます。

最後になりましたが、平素より当協会の活動に対しご指導、ご協力を頂いております財務省、経済産業省、国土交通省、及び会員各位に改めて御礼を申し上げます。本年も引き続きご理解とご協力を賜れば幸甚です。

皆様の益々のご発展とご健康をお祈りしますとともに、明るい一年となりますよう祈念し、新年の挨拶とさせていただきます。

新年のご挨拶

財務省関税局長
柴生田 敦夫

平成24年の年頭にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会及び会員の皆様方には、旧年中は関税政策・税関行政に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本年が皆様にとりましてより良い一年となりますよう、心からお祈りいたします。

はじめに、昨年3月11日に発生しました東日本大震災において、被災された会員の皆様及びそのご家族に対しまして、改めて、心からお見舞いを申し上げます。

関税局・税関としましては、震災直後から被災者に対する海外からの救援物資等の迅速かつ円滑な通関対応を行うとともに、東日本大震災からの復興に係る支援策を決定し、これを着実に実施してまいりました。被災地域の物流・貿易の円滑化により、復興を促進し、社会経済の再生及び生活の再建に向けて、今後とも積極的に貢献していきたいと考えております。

新年のご挨拶にあたり、関税局・税関における課題につきまして、簡単に申し上げたいと思います。

税関は、その使命の一つである「安全・安心の実現」の下、24時間365日、全国の港や空港などの水際におきまして、不正薬物・銃砲をはじめとする社会悪物品や知的財産侵害物品等の密輸取締りを行っているところです。

これら社会悪物品等の取締りにつきましては、その結果に対する国民の高い期待を裏切ることなく、しっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

さらに、貿易円滑化の推進とセキュリティの確保もまた、税関の重要な使命のひとつです。経済のグローバル化が高度に進展する今日、国際物流の観点から、世界経済と日本経済を結び付け、とりわけ、躍進を続けるアジアに切れ目のない市場を作り出し、そこに日系企業が活躍するフィールドを整備するため、関税局・税関としましては、貿易円滑化を引き続き、推進していく必要があります。

この点に関する国内における取組みにつきましては、昨年4月に関税・外国為替等審議会関税分科会企画部会の下に設置された「貿易円滑化ワーキンググループ」において、貿易円滑化の推進と国際物流におけるセキュリティ確保の両立を図る観点から、「通関関連手続の電子化の現状と将来におけるペーパーレス化の展望」、「国際物流における我が国のAEO制度のあり方」及び「積荷情報の入手に

係る早期化・詳細化・電子化」に関して、貿易関係事業者のご意見も伺いながら昨年10月に今後の取り組みについて取りまとめがなされたところです。

貿易円滑化ワーキンググループにおいても議論しました通関関係書類のペーパーレス化に向けた取り組みにつきましては、「シングルウィンドウ推進官民懇話会」などの場において、貿易事業者の方との意見交換を行わせていただいております。ペーパーレス化の実現に向け、引き続き、貴協会の御知見を拝借できればと考えております。

また、国際的な取組みとしましては、昨年5月に、野田前財務大臣より「アジア・カーゴハイウェイ構想」が表明され、その実現の一環として同年7月には、ベトナムへのNACCS型システムの導入について両国の税関当局間で基本的な合意に至ることができたところです。

今後、これらの施策の実現に向けて具体的な取組みを進めてまいります。

最後に、貴協会の益々のご発展と会員の皆様方のご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

年 頭 所 感

経済産業省 貿易経済協力局長

厚 木 進

平成24年の年頭に当たり、謹んで新年のごあいさつを申し上げます。

我が国は、先の大震災において多くの国から暖かい支援をいただき、昨年は「世界との絆」を実感した年でありました。このような国際社会との絆を強化し、新興国を中心とした諸外国の様々な活力を取り込みながら、我が国経済の成長を実現することが不可欠です。貿易経済協力局としては、我が国経済の課題解決や新たな成長の実現を目指し、経済協力、貿易投資促進、貿易管理の分野における取組を推進してまいります。

まず、インフラ・システム輸出を戦略的に推進してまいります。新興国等におけるインフラ需要の取り込みは、我が国経済の成長のためには不可欠です。これまでも、パッケージ型インフラ海外展開関係大臣会合の設置など、政府としてインフラ輸出に係る支援を行ってまいりました。こうした取り組みを通じ、インドネシアの中部ジャワ高効率石炭火力IPP事業において日本企業が落札するなど、具体的案件獲得の成果が得られたところです。しかし、韓国・中国等との競争が激しくなるなか、具体的案件の受注には、官民一体となってインフラ・システム輸出の更なる体制強化を進めることが必要となっております。

本年は「国際競争力強化プログラム(仮称)」を策定し、貿易保険を含む公的金融支援の一層の充実や我が国インフラ企業の競争力強化等の方策を提示することで、アジアをはじめとした新興国等へのインフラ・システム輸出を総合的に支援してまいります。

案件組成前段階からの積極的取り組みも引き続き重要となっております。具体的には「インフラ・システム輸出促進調査等委託費」を活用して、インフラ・システム輸出の候補案件について事業実施可能性調査等を積極的に実施し、また、インフラ関連技術に関する相手国の理解促進・インフラ案件獲得等に必要人材の育成により「東アジアインフラ人材1,000人構想」の実現に向け取り組むことで、案件の組成・獲得を目指してまいります。さらに、引き続きインドネシア、インド、ベトナム、ミャンマー等を重点地域として位置づけ、トップセールスやPPP制度の法制度整備支援のための各国との政策対話推進等に一層取り組んでまいります。

新興国においては、貧困層から脱し生活の豊かさを楽しむ余裕のある新しい階層(新中間層)が増大しつつあり、これを取り込むことも、我が国経済成長に不可欠です。このような「新中間層」獲得のためには、早い段階からの低所得者層へのアプローチが重要となります。このために、JETRO等を活用したビジネス段階に応じた支援、適切な「現地化」の推進支援、低所得層に知見を有する国際機関と

連携等を通じて日本企業の取り組みを後押ししてまいります。

また、我が国の経済成長を実現する上で、外国からの投資を日本に呼び込む、という視点も欠かせません。特に対日直接投資の拡大は、経営ノウハウや技術、人材などの経営資源が流入することとなり、我が国の生産性を向上させるとともに、新たな雇用を創出することに貢献します。昨年は投資を呼び込む施策の一環として、法律や税制、規制等を戦略的かつ積極的に見直し、我が国の立地競争力を再生するための取り組みを総合的に取りまとめた「アジア拠点化・対日投資促進プログラム」の策定を行いました。本年は、本プログラムにおいても重要な地位を占めるアジア拠点化推進法案の早期成立に取り組み、認定企業に対する法人税の特例措置等を講じることによりグローバル企業の研究開発拠点やアジア本社の立地を促進し、新たな事業の創出や就業機会の増大を図ります。

さらに、原発事故を契機として、我が国から輸出される貨物について海外取引者等から放射線量検査の実施証明書の添付を要求される事例が発生していることに鑑み、昨年6月より、国が指定した検査機関が行う輸出品等に係る放射線量検査の検査料を一定率補助する事業を実施しております。これにより、風評被害による物流の停滞を防ぎ貿易の円滑化を図ります。

加えて、租税条約は、企業の二重課税を防ぎ、両国間の企業の進出や投資を促進させる経済インフラとして重要です。本年も引き続き、租税条約ネットワークの拡充に取り組み、対日投資促進、海外利益の国内還流障壁の除去に努めてまいります。

最後に、外国貿易の健全な発展のために、引き続き厳正な貿易管理に取り組んでまいります。最近北朝鮮や中国に向けた不正輸出等が相次いでいることを踏まえ、我が国から大量破壊兵器等に用いられる恐れのある貨物・技術が懸念国に流出することがないように、従来以上に税関や警察、関係省庁と連携を図りつつ、厳格な輸出管理を実施してまいります。

また、我が国の貿易相手となる国のなかには輸出管理制度が確立されていない国も多く、日本から輸出された貨物がこのような国を経由し、懸念国に輸出されることも考えられます。日・ASEAN行動計画が採択され、我が国が各国に向けて行う輸出管理セミナーに対しての期待・ニーズがこれまで以上に強まっているところ、国際社会の責任ある一員として、諸外国の適切な輸出管理制度の整備のためにアウトリーチセミナーを強化してまいります。

貿易管理を厳格に実施する一方、貿易手続の利便性の向上の観点から、平成22年2月に、輸出入・港湾関連情報処理システム(NACCS)による電子申請を運用開始して以来、これによる多くの申請手続の負担軽減と業務の効率化が行われています。引き続き電子申請の利便性を高め、貿易管理における電子申請の利用促進等に努めてまいります。また、諸外国とのEPAに基づく原産地証明制度の利用を促進するため、原産地証明情報の電子的提供等の利便性の向上についても取り組んでまいります。このような取組を通じて、引き続き貿易手続の改善に努めてまいります。

本年は昨年以上に厳しい経済情勢の中での船出となっておりますが、日本及び世界の持続的な成長の実現にむけて尽力してまいります。

最後になりましたが、本年の皆様の御健勝と御多幸を祈念いたしまして、新年のごあいさつと致します。

年頭のご挨拶

国土交通省総合政策局 情報政策本部長

小 橋 雅 明

平成24年を迎え、年頭のご挨拶を申し上げます。

財団法人日本貿易関係手続簡易化協会並びに関係の皆様におかれましては、日頃より国土交通行政に対して多大のご支援とご協力を賜り、感謝申し上げます。

昨年は、3月に発生した東日本大震災をはじめとして、1月の霧島山(新燃岳)の噴火や大雪、8月の新潟・福島豪雨、9月の台風12号、15号と、日本列島が大きな自然災害に見舞われた年となりました。国土交通省としては、被災地の1日も早い復旧・復興、災害に強い社会資本整備や交通体系の構築などに、引き続き全力で取り組んでまいり所存です。

さて、日本の情報通信技術については、日進月歩で生産性・サービスの飛躍的な向上をもたらしております。とりわけ、近時のインターネットの普及は、大量かつ高質な情報を広範な人々が手軽に利用できるようになるなど、国民の日常生活にまで深く浸透しており、もはや情報通信技術の活用なくして我が国の経済・社会は成り立たないところまできております。情報通信技術は、人口減少、少子高齢化、地球温暖化、地域格差など、我々が抱える多くの制約条件を克服しつつ、持続的な経済成長を実現するためのイノベーションをもたらすツールとして不可欠なものであると思います。東日本大震災においても、情報システムは、緊急時の情報融通の観点から、中断したときの業務への影響の大きさが社会的に再認識されました。また、その後の災害緊急対応や復旧・復興対策にもきわめて重要な役割を果たしており、情報通信技術が有する社会的役割の重要性が、改めて多くの方々に強く認識されたものと思います。災害からの復興、我が国の成長戦略の実現を図っていくためには、情報化の一層の推進が重要な要素の一つであることは申し上げるまでもありません。

その一方で、特に昨年は、政府機関や民間企業への標的型メール攻撃をはじめとするサイバー攻撃により、個人情報や機密情報が流出するなど、情報セキュリティ上の脅威が高まっております。経済・社会活動の基盤である情報システムに障害が発生した場合には、国民生活や経済活動に深刻な事態をもたらす可能性があります。国土交通省においても、情報セキュリティ対策の強化を重要課題として、省内システムの脆弱性の除去や情報漏洩対策の徹底を図るとともに、鉄道、航空、物流などの重要インフラのセキュリティ対策や、所管業界における個人情報保護対策についても、引き続き関係者と協力

しながら取り組んでまいります。

物流分野に目を転じますと、経済のグローバル化が進展するなか、特にアジアの高い成長力を梃子にして日本の国際競争力を高めていく施策が進められてきております。昨年12月には、「第9回日ASEAN交通大臣会合」が開催され、我が国が提案した「日ASEAN物流パートナーシップ」の推進が承認されました。この中には、ASEANにおいて効率の良いスムーズな物流網の構築を促進するため、港湾EDIの導入等に対して、我が国のノウハウ、技術、経験等を活用して支援を行うことなどが盛り込まれております。我が国港湾手続システムがASEAN諸国においてスタンダード化されるとともに、日本に準拠したシステムが導入されれば、我が国船社にとって手続が容易となるだけでなく、日本の国際競争力の強化にもつながるものと期待しております。

貴協会がCEFACT・AFACなどの国際機関や海外関係者と密接に連携しながら取り組まれている貿易関係手続の簡素化・標準化に向けた各種活動は、我が国の物流システムをより高度化かつ国際化するために必要不可欠なものであり、その成果に大きな期待をしております。引き続き、貴協会が本分野において主導的役割を担われることを期待するとともに、国土交通省としても、できる限りの協力をさせていただきたいと思っております。関係の皆様におかれましても、財団法人日本貿易関係手続簡易化協会の活動の意義に一層のご理解をいただき、引き続きご協力をお願いいたします。

最後に、貴協会並びに関係の皆様のご発展とご健勝を祈念いたしまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

2012年 国連CEFACT関連 国際会議の予定

- | | |
|-----------------|-------------------------------------|
| 2月15日(水)～17日(金) | — 第18回国連CEFACT総会
ジュネーブ(スイス) |
| 4月16日(月)～20日(金) | — 第20回国連CEFACTフォーラム
ジュネーブ(スイス) |
| 5月21日(月)～25日(金) | — 第40回 AFACT 中間会議
キッシュ島(イラン) |
| 秋 - 日程詳細未定 | — 第21回国連CEFACTフォーラム
ウィーン(オーストリア) |
| 秋 - 日程詳細未定 | — 第40回 AFACT 総会
テヘラン(イラン) |

国連CEFACT : United Nations Centre for Trade Facilitation and Electronic Business
(貿易円滑化および電子ビジネスに関する国連センター)

国連の下部組織であり、各国間のビジネス、貿易、管理組織の能力向上を支援している。その使命は、手順、手続、情報の流れについて簡素化を進め調和を図ることによって国内・国際業務の簡素化を図り、世界貿易の発展に寄与することにある。

AFACT : Asia Pacific Council for Trade Facilitation and Electronic Business
(貿易円滑化および電子ビジネスに関するアジア太平洋協議会)

アジア太平洋地域での国連CEFACT 関係共通課題についての意見交換と域内での啓蒙普及を目的としている。

◇ 連載 ◇

記事1. 貿易慣習の諸問題(10)

早稲田大学名誉教授 朝岡 良平

10. 1995年物品売買(改正)法第20B条

10.1 共同所有者による擬制の同意

10.1.1 第20B条の概要

前号に続いて、本稿では、法律委員会およびスコットランド法律委員会の報告書¹にもとづいて、1995年物品売買(改正)法の第1条(3)項に定める第20B条の規定ならびに第2条(c)項と(d)項に関連する提言要旨およびこれに関する主要要因について説明します。

まず、第20B条の概要を説明します。第1項(a)号は、第20A条の規定により共同所有者になった者はすべて(売主も含めて)、他の共同所有者にその者に帰属する数量の物品の引渡について同意したものとみなされる旨を規定しています。この擬制の同意に関する規定が無いと、共同所有者に関する通常の規則が適用されることになり、共同所有者全員の意見に従って大量貨物を分割するという非常に厳しい手続をとらなければならなくなります。第1項(b)号は、各共同所有者は、他の共同所有者の同意を得ることなく、自己の持分の範囲内にある物品の取引、引渡、処分を行うことができる旨を明確に定めています。例えば、大量貨物の半分を売却した売主は、自己に帰属する残りの半分の範囲内にある物品を自由に処分することができます。第1項に述べる「引渡」は、買主へ所有権を移転する要件である物品の充当の意味を含みます。

次に、第20B条第2項は、同条第1項に規定する擬制の同意を信頼して、共同所有者である買主に物品を引渡した清算人または破産管財人が、すべての共同所有者の損害賠償請求を十分に充たすことができなかつた理由で、少ない数量の物品を受取った共同所有者により提訴されることから保護するために設けられた規定です。また、第20B条第2項は、売主に対する買主の契約上の権利に影響を与えるものではありません²。

第20B条第3項では、3つの重要な問題が確認されています。第1は、新しい共同所有権に関する第20A条と第20B条は、大量貨物の中から物品の引渡を受理した買主に対して、大量貨物の数量が減少したため、不足した数量の引渡を受けた他の買主に補償する義務を負わせないということです。第2は、大量貨物の中から物品を購入した買主相互間の調整に関する取決めに影響を与えないことです。このような調整に関する取決めは、穀物取引のような特定の商品取引で普通に行われています。第3は、新しい規則は、売主に対する買主の契約上の権利

1 The Law Commission and the Scottish Law Commission, *Sale of Goods Forming Part of a Bulk*, (LAW COM. No.215) (SCOT. LAW COM. No.145), July 1993.

2 第20B条第3項(c)号。

に影響を与えないことです。約定よりも少ない数量の物品、または契約に合致しない物品が引渡された買主は、売主に対して契約上の権利を行使することができます。

10.1.2 第20B条に関連する主要な要因

第20A条第1項の規定に従って取得された共同所有権(co-ownership)は、共同所有権に関する一般の法律が適用される場合においても、通常取引を妨げないと考えられます。しかし、そのために、すべての共同所有者は、大量貨物に関連する取引および大量貨物の中から物品を引渡すことについて、擬制の同意(deemed consent)をしたものとみなす必要があります。また、大量貨物の中から物品の引渡を受取る共同所有者である買主は、不足数量の引渡を受取る他の共同所有者である買主に対して何らの責任がないことを明確にしなければなりません。未分割持分(undivided share)というのは、購入した実際の物品が契約に充当され、買主が契約上の権利(contractual rights)を損なわれることなく完全に取得するまでの、暫定的な性質のもので、1995年物品売買(改正)法第1条(3)項の第20B条に関連する主要な要因として、①共同所有者による擬制の同意、②共同買主間の義務、③契約上の権利の留保などがあります。

10.2 通常取引を促進するための規則

10.2.1 「擬制の同意」に関する提言

「提言7. 新しい規則に基づいて共同所有権が生じるような通常取引を促進するために、すべての共同所有者は、次の行為に同意したものとみなされる。

- (a) 自分の持分の範囲内の物品に減少するまでは、他の共同所有者が大量貨物の一部分である物品の移動、取引、引渡または処分すること、および
- (b) たとえ、引渡による超過または不足を生じる場合でも、他の共同所有者に対して、契約上その者が権利を有する物品を大量貨物の中から引渡すこと。

擬制の同意に関連して、支払不能の場合の破産管財人を含めて、これを信頼して行動する者が、これらの行為を理由とする訴訟から守られることを明確にするものとする。³

10.2.2 「擬制の同意」の必要性

第20A条第1項に定める条件を充たす場合、特定された大量貨物の中から特定数量の不特定物を売買することにより共同所有権が生じますが、この共同所有権は、大量貨物の残余の物品の中から売主が自分の持分を売買することを妨げることはなく、また他の共同所有者である買主に対してそれぞれの約定数量の物品を引渡すことを妨げることもありません。売買契約の当事者はすべて、この大量貨物が通常取引の過程において分割されると考えています。通常共同所有権の規則が極めて制限的であるのに比べて、これは特別な種類の共同所有権です。イ

3 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 6.7. SGA 第20B条第1項および第2項。

ングランドにおいては、共同所有権は、物品の横領(conversion)または侵害(trespass)の訴訟に対する抗弁(defense)のために必ずしも必要ではありません⁴。また、例えば、共同所有されている物品の全部の引渡を要求するというような特別の目的のために、共同所有者全員が一緒に行動しなければならないことがあります⁵。スコットランドでは、共同所有する物品が侵害される前に、共同所有者全員の同意が必要であるというのが原則ということです⁶。

イングランドおよびスコットランドの法律では、共同所有する財産の分割を希望する共同所有者に対する特別な救済があります。例えば、イギリス法では、1925年財産法に関する法律⁷第188条は、「いかなる動産(chattels)も、これが未分割持分として複数の人たちに帰属する場合には、その半分(moiety)またはそれ以上について権利を持つ人たちが、その動産またはその一部分を、価額その他の方法により、分割する命令を裁判所に申請することができる。また、裁判所は、自らの適切な考えに従って、その命令を下し、その後の指示を与えることができる」と規定しています。

スコットランド法においては、共同所有者は誰でも分割または売買のための訴訟を起すことができます⁸。けれども、法律委員会の今回の報告書で取扱っているような問題について、共同所有者が裁判手続に解決を求めることは非合理的と思われる。現行法にもとづいて、大量貨物の中から一部分の物品を購入する買主は契約条項に従って約定数量の物品の引渡を要求することができますが、共同所有権という中間段階を導入することによって、通常取引の過程における大量貨物の現実的な分割が、現行法による場合よりも、一層容易に行われることを確実にする必要があります。実際の取引においては、大量貨物を分割するために、裁判の手続によるのではなく、通常取引の手続が必要となります⁹。そのために、当事者の明示または黙示の意図とは無関係に、法律上、当事者間に「提言7」に述べるような擬制の同意が必要になります。

10.2.3 持分の範囲内にある物品の取引は自由である

まず、売主が大量貨物の中にある自分の持分である物品を取引するのは完全に自由です。例えば、110トンの穀物からなる大量貨物の中から100トンの穀物を売却した売主は、残りの10トンを買したり、これを他人に与えたり、家畜の飼料として与えたり、その他の処分をすることを、買主の同意を得ることなく、自由にできます。同様に、共同所有者であるいずれの買主も、自分

4 1977年不法行為(物品に対する不法妨害)法(the Tort (Interference with Goods) Act 1977)第10条第1項は、「共同所有権は、共同所有者の権限を持たぬ被告が...物品に関する他の者の権利を侵害するような行為をした場合には、横領または侵害の訴訟の抗弁のために必ずしも必要でない」と規定しています。

5 *Harper v. Godsell* (1870) L.R. 5 Q.B. 422. at p.428.

6 Bell, *Principles of the Law of Scotland*, 10th ed., 1899, ss.1072-1075.

7 The Law of Property Act 1925.

8 Walker, *The Law of Civil Remedies in Scotland*, 1974, p.1231.

9 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 4.15.

の持分の範囲内にある物品について自由に取引することが可能であるべきです。これらの買主は、他の共同所有者すべての同意を必要とするか否かを議論して決定することなく、運送人や倉庫業者から物品の引渡を求めることができなければなりません。一切の疑問を避けるために、法律委員会は、次のことを提言しています。新しい条項は、いずれの共同所有者も、大量貨物の一部分である物品がその者の持分の範囲内にあるかぎり、その移動、取引、引渡または処分について、他の共同所有者の同意を得たものとみなすことを明確にする¹⁰。

10.2.4 「先に来た者から順次受取る」原則

10.2.4.1 取引慣行に基づく原則

それ以上に難しいのは、様々な共同所有者である買主がそれぞれの契約にもとづく数量の物品の引渡を受取ることについて、たとえこれらの引渡の結果、他の共同所有者である買主が受取る予定の数量に不足が生じるかもしれない場合でも、同意されたとみなすか否かということです。法律委員会は、買主と売主の間、あるいは買主と運送人または倉庫業者の間では、明らかに擬制の同意があったものと考えています。その確実な根拠として、大量貨物の中から部分的に物品の引渡が履行される取引慣行として、「先に来た者から順次受取る」(a first come, first served)という原則で行われていることです。これは長年にわたり大量貨物の取引において認められている慣行です。このような複数の引渡が開始されたとき、売主(または運送人もしくは倉庫業者)は、数量不足が起きるかもしれないということを知ることはできません。さらに、多くの場合に、彼等が物品を仕分けしたり、配分することは実際にできません¹¹。

10.2.4.2 Grange & Co. v. Taylor 事件

この問題は数十年も前に、Grange & Co. v. Taylor 事件¹²で論じられています。トウモロコシ(maize)の大量貨物が船積みされ、積荷について数通の船荷証券が発行されました。1人の買主が契約に一致した物品の引渡を受領しました。しかし、その後で、大量貨物の残りのトウモロコシの一部分が傷んでいることが発見されました。すべての船荷証券には、「それぞれの船荷証券は、積荷について数量不足および損害が生じたときは、全体の数量に比例して、これを負担するものとする」旨の約款が挿入されていました。そこで、他の買主の中の1人が、この約款は船主に対して、それぞれの船荷証券ごとに、正常な物品と損傷した物品を正確な割合に従って配分する義務を課しているのであると、主張しました。この事件において、Bigham 判事はこの主張を退け、次のように述べました。

「この約款はそのような責任を船主に課するものでないというのが私の意見である。もし船荷証券の約款がこのような責任を船主に課しているとするなら、これは非常に不合理である。本

10 *Ibid.*, para. 4.16. 第20B条第1項(b)号を参照。

11 *Ibid.*, para. 4.17.

12 *Grange & Co. v. Taylor* (1904) 20 T.L.R. 368.

船からの引渡は、受取人側の舢船が何回も本船と岸壁の間を往復して行われる。最初に、全く傷んでいない正常な穀物が本船から搬出され、舢船に卸される。この荷役作業の際に、本船の船倉の中に損傷した穀物が存在するか否か、また、もしあればどの位の数量が損傷を被っているか、ということを知るのは殆ど不可能である。次に、損傷の種類や程度は極めて異なることである。ある箇所は損傷が大きいのに、他の箇所では殆ど損傷を被っていないことがある。船主はこのような損傷をどのようにして知ることができるのか。また、どのような方法で(how)、何処で(when)、何時(when)船主は正常な穀物と損傷を被った穀物を仕分けすることができるのか。このような仕分け作業には熟練した専門家が必要である。本船の乗組員にはこのような作業はできない。それでは、船主はこのような熟練した専門家を探し、雇用しなければならないのだろうか。また、このような専門家を雇用しても、何処で仕分け作業を行うのか。本船内ではこれを行うことはできない。船主は、埠頭のどこかに仕分け作業を行う場所を確保しなければならないのか。また、何時これを行ったらよいのか。大量貨物の最後の積荷が陸揚げされるまで仕分け作業を始めることはできない。船主は、すべての積荷が陸揚げされるまで、一切の引渡を差し止めなければならないであろう。¹³

10.2.4.3 すべての共同所有者による擬制の同意

売主の支払不能に関する破産管財人の管理下に物品が置かれている場合にも、同様に、実際の手続が考慮されます。大量貨物に数量不足が生じた場合、または潜在的な数量不足が考えられる場合に、先に来た者から順に契約に従って受取るという原則を認めることについて、今回の調査では、大勢の回答者から強い支持がありました。特に、支払不能に関する補足的調査によって、共同所有者である買主たちに物品を配分する義務が破産管財人に在るという考え方に全く反対であることが明白になりました。そこで、法律委員会は、次のように提言します。「新しく提案する規則にもとづいて、大量貨物のすべての共同所有者は、大量貨物の中から他の共同所有者に物品を引渡すことについて、この物品が契約によりこの共同所有者に帰属するかぎり、たとえその引渡数量に過不足があっても、同意したものとみなす。」¹⁴ もちろん、場合によっては、買主相互間において契約を結んで、数量不足や損傷が生じた場合にできる限り数量の調整を行うことがあります。法律委員会の提言または改正法案は、このような当事者間の契約には一切関与しない旨を示しています¹⁵。

10.2.5 善意有償の第三者の保護

「擬制の同意」は、現存する共同所有者にとって大量貨物の数量がすでに不十分であるときに、新たな共同所有者を増やすことになるような、物品または権原証券を占有する売主による売

13 *Ibid.*, at p.387.

14 SGA 第20B条第1項(a)号を参照。

15 SGA 第20B条第3項(b)号を参照。

買に拡大されることはありません。このような状況について、1979年SGA第24条¹⁶は、「物品を売買した後、引続きもしくは現にその物品または権原証券を占有する者またはその商事代理人が、売買、質入その他の処分によって、その物品または権原証券を善意にしてかつその物品に関する以前の売買を知らぬ第三者に引渡したとき、あるいは譲渡したときは、その引渡または譲渡は、物品の所有者より明示的にその権限を授けられた者が行った引渡または譲渡と同じ効力を有する」と規定しています。

例えば、B(買主)に銅を売ったA(売主)が、白地裏書した船荷証券および為替手形を一緒にBに送付しましたが、Bは支払不能となり、為替手形の引受をしませんでした。しかし、Bはその銅をC(購買者)に転売し、その履行として船荷証券をCに譲渡しました。善意のCは船荷証券と引換に代金を支払いました。この場合、Aには銅の引渡を差止める権利がないと判示されました¹⁷。

イギリス法では、売主が目的物を買主に発送した後、買主が確定的にその占有を取得する前に支払不能となった場合、「支払を得ざる売主」(unpaid seller)は運送差止権を行使することができます。SGA第44条は、「本法に別段の規定がある場合を除いて、物品の買主が支払不能になったとき、すでに物品の占有を失った、支払を得ざる売主は、運送中の物品を差止める権利を有する。すなわち、物品が運送中にある間は、売主は物品の占有を回復し、代金の支払または提供があるまで、物品を維持することができる」と規定しています。

特定された大量貨物の一部分である物品の売買についてSGA第24条の条件が充足されるとき、善意で購入し、代金を支払った買主に権原証券を引渡すことにより、売主は、大量貨物に数量不足が生じた場合でも、この買主を共同所有者に加えることができます。これはSGA第24条および大量貨物の一部分である特定数量の不特定物の売買に関する新たに提案された条項が結合した効果によるものです。SGA第24条にもとづく善意の買主を保護する政策は、長年にわたって存続してきたもので、新しい状況に適用されない理由は全くないと考えられます。また、このようにして追加された善意の買主の持分は、法律委員会が提言した原則にもとづいて算出されます¹⁸。

10.3 共同買主間の義務

10.3.1 共同買主間の義務に関する提言

「提言8. 新しい規定に基づいて大量貨物の中から物品の引渡を受理する共同所有者である買主は、不足数量の引渡を受理する他の買主に対して補償する責任を負わないものとする。」¹⁹

10.3.2 数量不足が生じた場合の買主間の調整

ここで考慮すべき問題は、契約により大量貨物の中から自分に帰属する物品の引渡しを受理

16 旧1893年SGA第25条第1項。

17 *Cahn v. Pockett's Bristol Channel Steam Packet Co.* [1899] 1 Q.B. 643, C.A.

18 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 4.18.

19 *Ibid.*, para. 6.8. SGA第20B条第3項(a)号。

した買主に、大量貨物に数量不足が生じた場合、数量の不足した引渡を受理する他の買主に対して、何らかの責任があるか否かということです。或る商品取引では、この問題は標準契約書式によって調整され、数量不足の場合に、金額または物品の数量について比例して調整しています。また、ある場合には、この問題は、特定の港の慣習に従って調整され、また、同様に比例して調整が行われています。この種の調整の取決めは、特定の船舶に積載された貨物のように、大量貨物が確定されており、関係当事者がいずれも同じ業界団体 (trade association) の会員であるか、あるいは相互に一連の契約に関係しており、このような調整を代表者、または相互に承認した団体またはグループに委ねる場合に、比較的容易に解決されます²⁰。法律委員会のアンケート調査に対する回答者の中には、この問題をこのような取決めによる調整に委ねるべきであるとの強い意見がありました。しかし、SGA 第 16 条に関連した一般的改革は、このような取決めで解決されるような問題の範囲を超えるものです。例えば、陸上に蔵置されており、絶えず数量が変化する大量貨物、あるいは買主間に全く契約関係が存在せず²¹、誰が調整に責任を取るかを定めた法の規定もないような場合にも、適用が拡大されることが期待されます。上述のような買主相互間の調整に関する取決めの問題解決を委ねるために、その基礎となる明確な規則を設けることが有益であり、当事者間にこのような相互間の調整取決めがない場合に、この規則を適用することができます²²。

10.3.3 不足数量を受理した買主に対する補償義務はない

法律委員会のアンケート調査に対する回答者の中には、物品の引渡が通常取引の過程で行われる場合には、ある買主が他の買主に責任を求めるような制定法の規則は不要であることを支持する意見が多く見られました。現在、物品を受理した買主たちは担保権を持っており、引渡後の調整について買主相互間に合意がないときは、数量の不足した引渡を受理した他の買主に補償する責任はありません。また、買主相互間の合意した調整取決めの中にこのような問題が規定されていない場合、その変更は極めて不便です。最初の買主は大量貨物に何が起きたかを知るすべがありません。また、その後他の買主が存在することも分からないのです。特に、陸上に蔵置されている大量貨物の場合には、損害賠償請求は、最初の引渡がなされてからかなりの時間が経過した後に起きることがあります。この場合、立証するのは大変困難なので、多くの不便な取決めの結果、最終的には、最善な方法として、売主に対する1つの損害賠償請求を金額の小さい多数の損害賠償請求に置き換えることが行われます。現行法では、相互の合意がない

20 法律委員会は特に、ロンドンにある The Grain and Feed Trade Association (GAFTA) の調整システムについて調査したということです。

21 イギリスでは、契約関係の法理 (doctrine of privity of contract) により、今日でも、保証 (warranty) 違反を理由とする訴えの場合、契約の直接の当事者でない者から訴えられた被告は、契約関係が全くないという抗弁により勝訴できるということです。

22 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para.4.19.

ときは、買主は他の買主に対する責任を負うことがなく、引渡を受理した物品を保持することができるのであり、数量不足の引渡を受理した買主は売主に対して契約にもとづいて通常の損害賠償を請求するので、これに比べると、買主相互間の調整に関する取決めは、一般に貿易業者にとって魅力がないものと思われます。法律委員会の改革提案では、共同所有権は中間的手段であって、物品が引渡されるか、または契約に充当されて、所有権が買主に移転したとき、その物品に対する作用が終息します。そこで、大量貨物から物品の引渡を受理した買主たちが、数量の不足した引渡を受理した他の買主に対して彼等の契約に従って補償する場合には、新しい条項はこれらの買主に何らの責任を課さないことを明確にすることが有益であると考えられます²³。

10.3.4 不足数量の引渡に対する買主の保護

買主たちを、共同買主による契約外の理由による損害賠償請求から守る条項は、契約に定めた数量だけを受取った買主に制限されるものと考えられます。しかし、これは厳格すぎると思われます。大量貨物の中から通常の引渡を行う過程において、或る買主は約定よりも多い数量の物品を受け取り、他の買主は少ない数量の物品を受取ることがしばしば起ります。多くの業界で慣例となっている買主相互間の調整機能がない場合には、著しく少ない数量の引渡を受けた買主は、売主に対して契約にもとづく救済を求めることができます²⁴。著しく多い数量の引渡を受けた買主の立場については、1979年SGA第30条第2項および第3項に次のように規定されています。

〔SGA 第30条(誤れる数量の引渡)〕

第2項 売主が約定数量以上の物品を引渡したときは、買主は契約した数量だけを受領し、残余を拒絶するか、あるいは、全部を拒絶することができる²⁵。

第3項 売主が契約で定めた数量以上の物品を引渡し、かつ買主が引渡された物品全部を受領した場合には、買主は契約した代金の割合にて支払わなければならない。〕

10.4 契約上の権利の留保に関する提言

〔提言9. 大量貨物の中の未分割持分の所有権移転に関する新しい規則は、特に、数量および品質について契約に一致する実際の物品(actual goods)の引渡を要求する権利を含む、買主の契約上の権利に影響を与えないものとする。〕²⁶

中間的概念である大量貨物の共同所有権は、買主の契約上の権利関係に不利益を与えることがないように意図されています。買主は品質および数量が契約に一致した物品の引渡を要求する権利を有します。法律委員会は、新しい規則にこの点が明確にされることを提言しました²⁷。

23 *Ibid.*, para. 4.20. 第20B条第3項(a)号を参照。。

24 *Ibid.*, para. 4.21.

25 第2項で、「全部を拒絶することができる」と規定していますが、「超過数量が僅かな場合には、買主は全部を拒絶できない」と制限を設ける提案が行われました。The Law Commission and the Scottish Law Commission, *Sale and Supply of Goods*, (LAW COM. No.160) (SCOT. LAW COM. No.104), May 1987, paras. 6.17-6.23.

26 *Ibid.*, para. 6.9.

27 SGA 第20B条第3項(c)号を参照。

10.5 若干の定義に関する提言

「提言10. 疑わしい点を取り除くために、次の点を明確にするものとする。

- (a) 1979年SGAの適用対象となる「物品」は、「物品の未分割持分」を含むこと、
- (b) 特定物の未分割持分はそれ自体が特定物であるとみなされること。」²⁸

法律委員会の報告書(LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145)第4章では、物品の未分割持分の売買について疑念となる要因を取り除くため、法律委員会およびスコットランド法律委員会は1979年SGAに若干の修正を行うことを提言しました。これらは「提言1」から「提言9」で、主として1995年物品売買(改正)法第1条に関連するものです。これに対して、第5章の「提言10」は同法第2条に定める定義に関するもので、大量貨物の未分割持分だけに限定するのではなく、すべての物品の未分割持分に適用されるものです²⁹。

10.6 分数表示の未分割持分の売買

また、両法律委員会が行った、特定された大量貨物の中から特定数量の物品の売買に関する提言は、例えば、特定された大量貨物の3分の1とか2分の1といった分数(fraction)で表示された持分の売買について実際に適用することができないのです。この場合には、買主の持分は当事者の合意によって決定されるので、特別な規定を必要としません。大量貨物の数量が当事者の考えていたよりも多い場合には、買主は割増分の恩恵に与ることになります。反対に、予想したよりも少ない場合には、買主は損失を被ります。それは、当事者が商取引において負担しなければならない危険の一部ですが、意図していなかった割増利益とか損失として言及するのは正確ではありません。買主は、買取る数量がどのようなものでも、合意により特定された分数による数量を受取る義務があります。

しかし、大量貨物について分数表示された未分割持分の取引や引渡についても擬制の同意を規定するのは適切でないと考えられます。何故なら、買主達は自分の持分を減少させるような大量貨物の減損については同意したくないからです。全体の状況は、この報告書で最初に考えていたものと全く異なるものです。特定された大量貨物の中の特定数量の物品の売買の場合に、重要なものは数量(quantity)です。「特定された大量貨物の中の」というように言及するのは、契約に定めた物品を「確定するための方法」です。特定された大量貨物の3分の1とか2分の1という持分の売買の場合には、数量について全く言及されていないので、買主に帰属する数量に関する規則はこのような売買にとって不適切です。このような大量貨物の未分割持分の売買は、そのように表示するだけで売買が可能です。そこで、次項で述べる小さな修正に関する提言で、この点に関するSGAにおける疑念は除去されるので、両法律委員会は、このような未分割持分の売買について特別な条項を設ける必要がないと考えました。

28 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para.6.10.

29 *Ibid.*, para. 5.1.

10.7 未分割持分に関連する「物品」と「特定物」の意味

10.7.1 「分数表示の未分割持分」は物品か否か

物品の未分割持分が3分の1とか2分の1というように表示されるとき、1979年SGAの目的のための物品とみなされるか否かという疑念があります。SGA第2条第2項は、「共有する物品の一部分の所有者と他の部分の所有者との間においても売買契約を行うことができる」と規定しており、このような取引を売買契約であるとしています。この取引を「物品売買に関する合意」とであると判示した判例があります³⁰。他方、会員制クラブにおける酒類の供給に関する判例の多くは、これは会員が共有している「財産の分配」に過ぎないのであって、酒類の「売買」ではないと判示しています³¹。これらの判例では、このような物品を購入することに合意した者は、その物品の所有者ではないので、物品の他の部分の所有者を共同所有者にすることはできません。彼がなし得ることは、契約にもとづいて、自分の権利を部分的に譲渡するか、あるいはこれを担保に入れるだけです。要するに、不特定物の部分的所有という概念は存在しないということです³²。

10.7.2 「物品の未分割持分」は物品である

物品の未分割持分は債権的財産(chose in action)または無体財産(incorporeal property)とみなされています。法律委員会はこの疑念を取り除くべきであると考え、SGAの「物品」の定義に「物品の未分割持分(undivided share in goods)」を含めるよう提言しました³³。現行SGA第61条第1項の「物品」の定義の終りに「また、物品の中の未分割持分を含む」という文言を挿入しても、現行法を変更することにはならないと考えられます。SGA第2条第2項はすでに物品の部分的持分の売買が現行法の範囲内にあることを想定していたと思われます。しかし、物品の未分割持分の売買が、全体の所有者によって行われるのか、またはすでに共同所有者となった者によっても行うことができるのかということだけでなく、このような物品の未分割持分の売買が、現行のSGAの目的のための物品売買であるか否かを明確にする必要があります。

10.7.3 特定物の一部分を分数で特定した未分割持分の売買

特定物(例えば、競走馬、猟犬、家具、特定船舶に積載されている貨物など)の3分の1とか2分の1といった分数で特定した未分割持分の売買の場合に、これは不特定物であるとみなすのは不便です。分割するとその物品の同一性(identity)が失われてしまう物品(例えば、生きている馬)の場合、その所有権を移転することができません。そこで、法律委員会は、1979年SGAにおいて、特定物の一部分を分数で特定した未分割持分を特定物とみなすことを明確にするよう提言しました³⁴。

30 *Venning v. Leckie* (1810) 13 East 7; *Marson v. Short* (1835) 2 Bing (N.C.) 118.

31 *Graff v. Evans* (1882) 8 Q.B.D. 373; *Trebanog Working Men's Club & Institute Ltd. v. Macdonald* [1940] 1 K.B. 576.

32 A.G. Guest, *Benjamin's Sale of Goods*, 1st ed., 1974, para.112.

33 1995年物品売買(改正)法第2条(c)項。

34 同上、第2条(d)項。

10.8 物品の未分割持分の引渡

10.8.1 未分割持分の引渡は当事者の意思による

物品の未分割持分は、その物品全体から分離して物理的に引渡または占有移転ができないので、SGAの物品の引渡または占有移転に関する条項は、現在のままでは容易に適用できません。しかし、法律委員会は現行のSGAに特別な条項を設けるほど重要な問題とは考えていません。SGAの条項は物理的な引渡や占有移転に基づいているので、それ自体は物品の未分割持分の引渡または占有移転に容易に適用しないので、当事者の意思を優先する方法に委ねています³⁵。例えば、SGA第18条は、所有権移転の時期について、(他に別段の意思がない場合に)当事者の意思を確定するための一連の規則を定めています。第18条の規則はすべて、引渡しうる状態にある物品(goods in a deliverable state)または引渡された物品(goods being delivered)のいずれかに関するものです。したがって、これらの規則は、まだ引渡しうる状態に置かれていないので、引渡されていない未分割持分には適用されません。このことは、未分割持分の売買の場合には、すべてが当事者の意思によって決定されることを意味します³⁶。

10.8.2 物理的な物品の引渡は制定法による

1979年SGA第27条から第37条は、物品の引渡と代金の支払による契約履行について定めています。物品の受領に関連する規定も、物理的な物品の引渡に際して(on)またはその後(after)物品が受領されると考えています。SGA第27条から第37条の規定は、(例えば、競走馬のように)後で分割されることのない物品の未分割持分の売買契約には適用されません。このことは、当事者の義務が契約それ自体によって決定されることを意味しています。特定された船舶に積載されている穀物や特定されたタンクに貯蔵されている石油のような大量貨物に関連した売買契約の場合には、物品は後日全体から分離され、物理的な物品が契約に従って買主に引渡されるので、SGA第27条から第37条の規定は、物理的な物品に関連して適用されます。しかし、例えば、第28条に規定するように、買主の支払義務が物理的な物品の引渡と引換に履行されることになっている契約では、当事者が別段の合意をしないかぎり、支払は引渡と引換に行われます。商事取引では、もちろん支払期日は通常、明示的に取決められます。要するに、「提言10」の小さな修正は、SGAの条項を改正する程のものではないということです³⁷。

(続)

35 LAW COM. No.215; SCOT. LAW COM. No.145, para. 5.5.

36 *Ibid.*, para. 5.6.

37 *Ibid.*, para. 5.7.

— 協会ホームページのリンク集のご案内 —

<http://www.jastpro.org/link/index.html>

当協会のホームページのリンク集には、当協会の活動と日本輸出入者コードのユーザの方々のお役に立つと思われる関係諸機関・団体のホームページへのリンクを下記の分類で掲載しておりますので、ご活用下さい。

- ▶ 当協会に關係する我国の官公庁・公的機関(独立行政法人を含む)
- ▶ 輸出入關係手続きに關係する業界団体等
- ▶ 輸出入關係手続きに〔国内物流〕關係する情報源と用語集
- ▶ 国際空港の公式ページ
- ▶ 国際貿易港の公式ページ
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている国内組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化活動を行なっている海外組織・団体
- ▶ 貿易振興・簡易化や電子商取引の標準化に關係する国際機関
- ▶ その他の組織・機関

本協会の事業は、財団法人JKA、日本財団、財団法人貿易・産業協力振興財団からの助成金等、関係業界からの寄付金および賛助会費ならびにコード事業の収入によって行われております。

JASTPRO 第37巻 第10号 通巻第400号

・ 禁無断転載

平成24年1月16日発行 JASTPRO刊11-11

発行所 (財)日本貿易関係手続簡易化協会
東京都中央区八丁堀2丁目29番11号
八重洲第五長岡ビル4階
電話 03-3555-6031(代)
ファクシミリ 03-3555-6032
<http://www.jastpro.org>

編集人 山本達見

本誌は再生紙を使用しております。

— JASTPRO広報誌電子版への切り替えのご案内 —

当協会の広報誌は2007年4月より印刷版と電子版の2つのメディアを提供しております。
印刷版と電子版は二者択一ではございませんが、印刷版につきましては賛助会員の方々には、
これまで通り口数を配布部数の上限とさせていただきます。(電子版には制限はございません。)

電子版への切り替えと、配布部数の追加方法：

毎月20日までに、次の項目を下記のアドレスへ送信してください。

- ▶ ご所属の組織名称
- ▶ 所属されている部署
- ▶ 申込者氏名
- ▶ 連絡先電話番号
- ▶ 送達をご希望のメールアドレス

【申込み宛先】

(財)日本貿易関係手続簡易化協会

業務第三部長 平井一海

E-mail address: k-hirai@jastpro.or.jp

Japan
Association for
Simplification of
TInternational
Irade
PROcedures